

情 個 審 第 7 号

令和5年6月29日

茨城県知事 大井川 和彦 殿

茨城県情報公開・個人情報保護審査会

委員長 古屋 等

行政文書不開示決定に対する審査請求について（答申）

令和4年8月29日付け資循諮問第2号で諮問のありました下記事案について、別紙のとおり答申します。

記

「新産業廃棄物最終処分場の整備に係る一部の住民説明会において司会役を担った特定の個人の発言内容」不開示決定（存否応答拒否）に係る審査請求事案

（情報公開諮問第202号）

（情報公開答申第174号）

第1 審査会の結論

実施機関が行った不開示決定（存否応答拒否）は、妥当である。

第2 諮問事案の概要

1 行政文書の開示請求

令和3年9月10日、審査請求人は、茨城県情報公開条例（平成12年茨城県条例第5号。以下「条例」という。）第5条の規定に基づき、茨城県知事（以下「実施機関」という。）に対し、次に掲げる内容の行政文書の開示の請求（以下「本件開示請求」という。）をした。

県民生活環境部廃棄物対策課 新最終処分場整備室 所管「新産業廃棄物最終処分場の整備について 住民説明会」（6/21～8/30）のうち、〇〇〇〇の質疑応答の録音記録の中で、説明会の司会役を担った、〇〇〇〇氏（以下「特定の個人」という。）の発言部分

2 実施機関の決定及び通知

令和3年9月27日、実施機関は、本件開示請求に係る行政文書の存否を答えること自体が、特定の個人の住民説明会への参加の有無を開示することとなり、条例第7条第2号の規定により不開示とすべき情報を開示することになるので存否を答えることはできないが、仮に存在するとしても、同号の規定により不開示になる文書であるとして、条例第10条の規定により、その存否を明らかにしないで不開示決定を行い、同日付け資循指令第8号により、審査請求人に対し、通知した（以下「本件処分」という。）。

3 審査請求

令和3年12月27日、審査請求人は、本件処分の取消しを求めて、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、実施機関に対し、審査請求（以下「本件審査請求」という。）を提起した。

4 本件開示請求に関連する過去の開示請求等

(1) 本件開示請求に関連する開示請求

令和2年10月12日、審査請求人は、条例第5条の規定に基づき、実施機関に対し、次に掲げる内容の行政文書の開示の請求（以下「関連開示請求」という。）をした。

県民生活環境部廃棄物対策課 新最終処分場整備室 所管「新産業廃棄物最終処分場の整備について 住民説明会」（6/21～8/30）質疑応答の録音記録（議事録等の文字データも含む）

(ウ) 続いて、同号ただし書部分の該当性についてであるが、本件開示請求に係る行政文書が仮に存在するとしても、法令により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報ではないことから、同号ただし書アに該当しない。

(エ) また、本件開示請求に係る行政文書が仮に存在するとしても、〇〇〇〇の住民説明会における特定の個人の氏名、役割及び発言内容が記載された録音記録を用紙に出力したものであり、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、何人に対しても公にすることが必要であると認められる情報とは認められないことから、同号ただし書イについても該当しない。

(オ) さらに、特定の個人は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇であるが、同号ただし書ウに規定されている公務員等ではないことから、同号ただし書ウについても該当しない。

(2) 条例第10条（行政文書の存否に関する情報）の該当性について

ア 条例第10条では、開示請求に対し、当該開示請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該行政文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる」と規定されている。

イ 本件開示請求に対して、当該文書の存否を明らかにした上で、存在している場合は不開示を通知し、存在しない場合は存在しない旨を通知すると、結果として、特定の個人の住民説明会への参加の有無を開示することとなる。

このような情報は、特定の個人に関する情報であるため、条例第7条第2号に該当するので、本件開示請求に係る行政文書は、条例第10条により、当該文書の存否を明らかにせず、本件開示請求を拒否すべき文書である。

3 結論

以上により、本件処分には、違法又は不当の点はない。

第5 審査会の判断

当審査会は、本諮問事案について審査した結果、次のように判断する。

1 本件処分に係る行政文書について

本件処分に係る行政文書は、仮に存在するとすれば、県民生活環境部廃棄物対策課新最終処分場整備室所管「新産業廃棄物最終処分場の整備について住民説明会」（6/21～8/30）のうち、〇〇〇〇の質疑応答の録音記録の中で、説明会の司会役を担った特定の個人の発言部分分かる文書（以下「本件行政文書」という。）であると認められる。

2 本件処分の妥当性について

(1) 条例第7条第2号該当性について

ア 条例第7条第2号においては、個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものについて、不開示情報としつつ、同号ただし書アないしウに該当する情報については、不開示情報から除くこととされている。

イ これを本件についてみるに、本件開示請求は、特定の個人の氏名が明記された上で請求がされており、仮に本件行政文書が存在しているとするれば、特定の個人の住民説明会の参加の有無や、仮に参加していた場合におけるその発言内容（以下「本件存否情報」という。）が明らかになるということができる。

したがって、本件存否情報は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであると認められることから、条例第7条第2号本文に該当する。

ウ 次に、本件存否情報が、条例第7条第2号ただし書のアないしウに該当するか否かについて検討することとする。

(ア) まず、本件存否情報は、公にされ、又は公にすることが予定されている情報ではないことから、同号ただし書アには該当しない。

(イ) また、本件存否情報については、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると判断すべき特段の事情があるとは認められないことから、同号ただし書イにも該当しない。

(ウ) さらに、特定の個人が同号ただし書ウに規定する公務員等である事実は認められないことから、本件存否情報は、同号ただし書ウにも該当しない。

エ 上記ウ（ア）ないし（ウ）のとおり、本件存否情報は、条例第7条第2号ただし書のアないしウに該当しない。

よって、本件存否情報は、同号の不開示情報に該当すると認められる。

(2) 条例第10条該当性について

条例第10条においては、開示請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えるだけで不開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該行政文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができることとされている。

これを本件についてみるに、上記（1）のとおり、本件存否情報は、条例第7条第2号の不開示情報に該当するところ、本件行政文書が存在して

いるか否かを答えるだけで、同号の不開示情報に該当する本件存否情報を開示することとなることが認められる。

よって、実施機関が、条例第10条の規定により本件行政文書の存否を明らかにしないで行った本件処分は妥当であると認められる。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張については、本件処分に係る判断に影響を及ぼすものではないと判断する。

4 結論

以上により、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査会の処理経過

本件審査請求に係る審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	内 容
令和4年8月29日	諮問受理
令和5年4月21日	審査（令和5年度第1回審査会第一部会）
令和5年5月31日	審査（令和5年度第2回審査会第一部会）